加工委託契約書

株式会社〇〇（以下「甲」という。）と△△（以下「乙」という。）は、本日以下のとおり加工委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条

本契約において、甲は、甲の商品○○（以下、「本商品」という。）」の加工(以下「本加工」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託した。

第２条

本契約の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和✕年〇月〇日までの〇年間とする。ただし、期間満了の３０日前までに、甲又は乙が相手方に対して、期間の延長をしない旨を書面で通知しない限り、本契約はさらに〇年間更新され、以降も同様とする。

第３条

甲は、乙に対し、別途本加工に必要な図面、企画書、指示書等を書面にて交付し、乙は、当該書面に従い本商品を加工する。

2　本加工に必要な原料は、甲が乙に供給する。ただし、乙が既に保有している原料があれば、費用等の協議を甲乙で行ったうえで、これを使用できるものとする。

第４条

乙は、本加工に必要な材料及び部品を適切に管理し、異材異品の混入防止及び品質低下の防止に十分な処置を講じなければならない。

２　乙は、本加工を行うにあたり、甲の同意なく他の材料を使用してはならない。

第５条

乙は、指定された納入期日までに、本加工品を甲指定の場所に持参して引き渡す。

2　甲は、前項の納入後検査を行い、その結果を乙に通知する。

3　第1項の納入品の中に甲指定の基準を満たさない加工品があった場合、乙は自己の費用負担をもってこれを再加工する。

第６条

甲は、別紙の加工代金計算表に従い、毎月末日〆切のうえ計算した加工代金を、翌月〇日までに○○銀行の乙の口座に振込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

※業務を行った日から60日以内の期日を設定してください

第７条

乙は、本加工業務を第三者に再委託してはならない。

第８条

甲及び乙は、本契約期間中および契約期間終了後も、本契約に基づき相手方から開示された情報を許可なく第三者に開示してはならない。

第９条

当事者の一方に、本契約に違反する行為があり、履行を催告した後〇日が経過してもなお履行しない場合は、他方当事者は、本件契約を解除することができる。

2　甲または乙は、相手方に以下の記載に該当する事由が生じた場合は、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

　①

　②

　③

　　　・・・・・

第１０条

甲又は乙は、本契約違反もしくは、第９条に基づく解除により損害を被ったときは、相手方にその損害の賠償を求めることができる。

第１１条

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、反社会的勢力の排除に関する以下の各号の事項を確約する。

⑴ 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

⑵自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が 反社会的勢力ではないこと。

⑶反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

第１２条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第１３条

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として、本書を2通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和○年○月○日

甲　住所

　　会社名　代表者名　　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　会社名　代表者名　　　　　　　　　　　　　印